

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」
の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在のわが国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しており、「国民のこころの健康危機」といえる状況にある。

日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えていない。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い、生活を阻害する程度を表す総合指標（障害調整生命年〔DALY：disability-adjusted life year〕）を開発し、政策における優先度を表す指標として活用することを提唱している。欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策が、これまでとられてこなかった。

よって、国会及び政府においては、その重要度にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党
及びみんなの党所属議員全員